

計量法施行規則の一部を改正する省令案等について

平成29年7月15日
経済産業省
産業技術環境局
計量行政室

1. 改正の背景・必要性

計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）における計量制度は、我が国の国民生活・経済社会における取引の信頼性を確保し、安全・安心の基盤として機能している。

そのため、経済社会環境の変化に応じた適切な制度運営が図られるべきものであり、現在の計量行政における実態を踏まえ、計量行政を取り巻く状況の変化に的確に対応することが求められている。

今後の改正は、平成28年11月に計量行政審議会を取りまとめられた答申「今後の計量行政の在り方―次なる10年に向けて―」（平成28年11月1日計量行政審議会）¹、及び「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成29年政令第163号）」を踏まえ、答申の「短期的取組」及び平成29年6月の政令改正において省令に定めることとしている事項を中心に、必要な措置を講ずるものである。

2. 対象省令・告示

省令	
○計量法施行規則の一部を改正する省令	(施行規則)
○特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令	(検則)
○基準器検査規則の一部を改正する省令	(基準器検則)
○計量法関係手数料規則の一部を改正する省令	(手数料規則)
○指定定期検査機関、指定検定機関、指定計量証明検査機関及び特定計量証明認定機関の指定等に関する省令の一部を改正する省令	(機関等省令)
○指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令	(指定製造省令)
告示	
○平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部改正	
○平成六年通商産業省告示第四百七十三号（特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器等について）の一部改正	
○平成二十一年経済産業省告示第七十六号（計量法施行規則第九十条の二ただし書に基づく校正手法を定める件）の一部改正	

¹ 計量行政審議会答申「今後の計量行政の在り方―次なる10年に向けて―」（平成28年11月1日）
http://www.meti.go.jp/committee/keiryogyosei/report_001.html

3. スケジュール

公布日：平成 29 年 9 月（予定）

施行日：省令の公布後、事業者への周知期間等を考慮した上で、各改正事項に関し、以下の施行期日とする。

(A) 公布日施行

5. 電磁的記録媒体による提出の導入
9. 最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえた所要の改正
10. JCSS の区分の変更

(B) 平成 29 年 10 月 1 日施行

2. 自動はかりの特定計量器への追加に伴う所要の措置
〔2-1. 自動はかりの事業の区分の追加
2-2. 自動はかりの確認済証の規定
2-3. 自動はかりの特定計量器への追加に伴う適正計量管理事業所の経過措置〕
3. 型式承認における試験成績書の受入れ
6. 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

(C) 平成 30 年 4 月 1 日施行

1. 指定検定機関の指定要件の見直し（※非自動はかり、燃料油メーター）
〔※自動はかりに係る指定についての施行日は以下のとおりとする。
自動捕捉式はかり：平成 30 年 7 月 1 日
ホッパースケール、充填用自動はかり及びコンベヤスケール：平成 31 年 7 月 1 日〕
4. 一般計量士の資格認定コースにおける実務経験期間の短縮
8. 基準器検査における JCSS の活用

(D) 平成 30 年 10 月 1 日施行

7. 指定製造事業者への ISO9001 の活用

4. 改正の概要

1. 指定検定機関の指定要件の見直し

(機関等省令第 9,10,10 の 3,10 の 4,11,12 条,別表第 2~4,様式第 1, 1 の 2)

○器差検定を中心とした検定を実施する者を認めるべく、指定要件の見直しや必要な規定を定める等、省令において必要な措置を行う。

(主な規定事項)

- ・器差検定を中心とした指定検定機関の業務の範囲
(特定計量器の種類、地域ブロックの区分)
- ・器差検定を中心とした指定検定機関の必要となる設備・者
- ・指定検定機関の業務を遂行するための中立性・独立性、教育訓練

※施行期日 (今次の改正による指定検定機関の指定開始時期)

- ・非自動はかり、燃料油メーター (自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって、給油取扱所に設置するもの) : 平成 30 年 4 月 1 日
- ・自動捕捉式はかり : 平成 30 年 7 月 1 日
- ・ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール : 平成 31 年 7 月 1 日

2-1. 自動はかりの事業の区分の追加

(施行規則別表第 1,告示改正 (施行規則第 103 条特定計量器の分類))

○自動はかりの事業の区分について、以下の 5 区分を新たに定める。

- ・ホッパースケールを製造する事業
- ・充填用自動はかりを製造する事業
- ・コンベヤスケールを製造する事業
- ・自動捕捉式はかりを製造する事業
- ・その他の自動はかりを製造する事業

2-2. 自動はかりの確認済証の規定 (改正検則附則第 2 条)

○今般の「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令 (平成 29 年政令第 163 号)」の附則において、自動はかりの特定計量器への追加にともなう経過措置を設けている。この経過措置の規定を実施するため、省令で「既使用のもの」の自動はかりに付する「確認済証」を規定する。

2-3. 自動はかりの特定計量器への追加に伴う適正計量管理事業所の経過措置 (改正施行規則附則第 4 条、施行規則様式第 55)

○自動はかりの種類ごとに定められた日付までは、以下に掲げる業務を要しないものとする。

- ・計量法第 127 条第 2 項の規定により指定の申請を行うこと
- ・計量法第 129 条の規定により帳簿の記載を行うこと
- ・改正後の計量法施行規則第 81 条において準用する改正後の計量法施行規則第

31 条第 1 項の規定により変更の届出を行うこと

- 今回の政令改正において、適管において使用する自動はかりの検定証印等の有効期間を 6 年（通常は 2 年）と規定したが、自動はかりに係る指定を受けていない適管で附則第 4 条第 1 項第 3 号の変更の届出をしない者は、変更の届出を行うまで、この規定を適用しない（通常は 2 年が検定証印等の有効期間）。

3. 型式承認における試験成績書の受入れ (検則第 30 の 2, 31 条, 手数料規則第 4 条, 別表第 1 の 2)

- 型式承認の際に試験成績書の受入れを認めるために、「計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 163 号）」において、「経済産業省令で定める」とされた内容について規定する。

※「経済産業省令で定める機関」

国立研究開発法人産業技術総合研究所等が型式承認の試験を行うことなく試験成績書だけで合否の判定を行えるよう、「経済産業省令で定める機関」として、ISO/IEC17025²の規定に基づき認定を受けた以下の（A）及び（B）に示す、一定の条件を満足した信頼性のある機関が発行する試験成績書の受入れを認める。

- (A) 独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から ISO/IEC17025 の認定を受けた試験所
- (B) 国際法定計量機関（OIML）³の加盟国の型式承認機関（経済産業大臣が適切と認め公示する機関に限る。）

4. 一般計量士の資格認定コースにおける実務経験期間の短縮 (施行規則第 51 条, 改正施行規則附則第 3 条)

- 一般計量士の実務に従事した期間について改正し、質量計（質量に係る計量）の実務 2 年以上とし、この実務の短縮については、一般計量特別教習の内容を拡充することにより補うこととする。

5. 電磁的記録媒体による提出の導入 (施行規則第 136～139 条, 様式第 99, 99 の 2, 機関等省令第 20～23 条, 様式第 8, 指定製造省令第 14～17 条, 様式第 10)

- 「電磁的記録媒体による提出」（CD-R、DVD-R）を認めることとする。

² ISO/IEC17025・・・試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項。試験又は校正の実施に当たり、試験所又は校正機関が、適正な品質管理システムの下、技術的に妥当な結果を出す能力があることを実証しようと望む場合に、その試験所又は校正機関が満足しなければならない要求事項を規定した国際規格。国際的に広く認定が進展している。

³ OIML・・・国際法定計量機関（International Organization of Legal Metrology）。国際法定計量機関を設立する条約に基づき設立された機関。計量器の使用から生じる技術上及び行政上の諸問題を国際的に解決するための様々な活動を実施。加盟国は 62 か国、準加盟国は 62 か国・地域（平成 28 年 7 月現在）。

6. 検定証印等の年号表記及び表示方法統一

(検則第 23~26 の 2,35,48,56,74 条、施行規則第 15 条、指定製造省令第 8,9 条、改正検則附則第 4,5 条、改正施行規則附則第 2 条)

- 証印等（検定証印、型式承認表示、定期検査済証印、計量証明検査済証印、修理済表示、基準適合証印）について、年号表記を西暦年数に限定し、様式を和暦表記から西暦表記のものに改める。
- 検定証印等にはり付け印を認める旨を規定する（指定検定機関ははり付け印を付することとする）。
- 現行表示で平成 30 年 12 月 31 日まで付することが可能とする。

7. 指定製造事業者への ISO9001 の活用

(指定製造省令第 2~4,8,9,11 条,別表,様式第 1,3,5,7)

- 指定製造事業者の品質管理基準を現在存在しない ISO9002 に代えて、常に ISO9001 の最新版を基礎とし、その認証を取得している事業者にあつては、その結果を活用すべく措置を講じる。
- 具体的には、現在、指定製造省令の別表が ISO9002 に基づき規定されていることから、当該別表を JIS Q9001 (2015) を基礎として改正するとともに、その認証結果を添付できるように所要の措置を講じる。

8. 基準器検査における JCSS の活用（基準器検則第 6 条）

- 30 日以内の JCSS 校正証明書を添付して申請できる旨を規定する。

9. 最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえた所要の改正

(施行規則第 13 条,別表第 1,検則第 6 条の 2,15 条の 2,15 条の 3,74,様式第 5 の 2,様式第 21)

- 最近の計量法関係省令の運用の実態等を踏まえ、所要の改正を行う。
 - (1) 都道府県知事の修理事業届出書副本の保管規定の削除（施行規則第 13 条）
 - (2) 届出製造事業者及び届出修理事業者が届け出る検査のための器具、機械又は装置の見直し（施行規則別表第 1）
 - (3) 承認製造事業者の特定計量器の輸出の届出等の様式追加（検則第 6 条の 2、様式第 5 の 2）
 - (4) 貸付ける検定用具からの頭部検査証印の削除（検則第 74 条）
 - (5) タクシーメーターに係る改正（検則第 15 条の 2、15 条の 3、様式第 21）

10. JCSS の区分の変更（施行規則第 90 条,告示改正（JCSS））

- 施行規則第 90 条第 1 項の登録区分のうち第 3 号の「時間及び周波数」に「回転速度」を加える。（※校正事業の登録区分に追加し校正を可能とする。）